

会津美里町告示第89号

会津美里町まちづくり活動団体認定要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

会津美里町長 杉山 純一

会津美里町まちづくり活動団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津美里町地域づくりセンター条例(令和7年会津美里町条例第30号。以下「条例」という。)第14条第3号に規定するまちづくり活動に取り組む団体(以下「まちづくり活動団体」という。)を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 前条に規定するまちづくり活動団体として認定される団体は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 5人以上の会員で構成されていること。
- (2) 会の規約等を有し、事業目的や事業活動が明確であること。
- (3) 継続した活動の計画があること。
- (4) 収入、支出等の会計処理が適切に行われていること。
- (5) 地域課題の解決、地域の活性化又は町の総合計画の推進に資する取組を行っている又は行う見込みであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項を満たしていること。

(欠格事項)

第3条 次の各号に該当する団体は、まちづくり活動団体として認定を申請することができない。

- (1) 営利事業、宗教活動及び政治活動を目的としていること。
- (2) 会津美里町暴力団排除条例(平成24年会津美里町条例第11号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が加入していること。
- (3) 過去5年間第6条第2号の事由により登録抹消となっていないこと。

(まちづくり活動団体の認定)

第4条 まちづくり活動団体として認定を受けようとする団体は、認定要件を満たすことを証する書類を添えて、会津美里町まちづくり活動団体認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第2条に規定する認定要件を満たすと認めるときは、会津美里町まちづくり活動団体認定通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した者にその旨を通知するとともに、会津美里町まちづくり団体登録簿(様式第3号)に登録する。

(登録の有効期間)

第5条 名簿に登録された資格の有効期間は、登録をした年度の翌々年度の3月31日

までとする。

(登録の抹消)

第6条 町長は、名簿に登録されたまちづくり活動団体が、次の各号のいずれかに該当すると認める時は、当該事業者を登録簿から抹消するものとする。

- (1) 第2条に規定する認定要件のいずれかを欠くと認められるとき。
- (2) 第3条に規定する欠格事項のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) まちづくり活動団体が解散したか、解散したと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(登録内容の変更)

第7条 まちづくり活動団体は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を会津美里町まちづくり活動団体変更届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 活動内容を変更したとき。
- (4) 解散等により活動できないとき。
- (5) 登録を辞退したいとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。